

米国におけるパテントマーキング制度およびその活用について

国際第1委員会*

抄 録 米国におけるパテントマーキング制度（米国特許法第287条(a)，以下“当該制度”とする）は、米国特許法の1842年の改正により導入され、一般公衆に対する特許の存在の公示を特許権者等に促すことを趣旨とするものである。さらに1861年の改正によりパテントマーキング（以下“特許表示”とする）を損害賠償の要件とした。すなわち、特許製品についての適切な特許表示をしなかった場合には、侵害者に侵害の通知を行った以降の侵害行為にしか損害賠償を請求することが出来ないとするものである。本稿では、当該制度の活用状況に関するアンケート結果を報告するとともに、そのアンケート結果と判例の分析結果に基づき特許表示の実務的な指針を提供する。

目 次

1. はじめに
2. パテントマーキング制度
3. アンケートの結果と判例を踏まえた考察
 3. 1 会社の組織・体制の現状
 3. 2 特許表示の目的と効果
 3. 3 表示方法
 3. 4 カテゴリー別の特許表示義務
4. 最近の動向
5. まとめ

1. はじめに

我国では、特許法第187条において特許に係る物等に対して特許表示を附するよう努めなければならないとあり、特許表示は訓示規定であって、損害賠償請求の要件ではない。

一方、米国では、特許表示は単なる訓示規定ではなく、米国特許法第287条(a)において、損害賠償請求の要件として規定されている。特許権者等が特許表示をしていなかった場合には、侵害者が侵害の通知（notice）を受けた後の行為のみに損害賠償請求が認められており、権利者にとって負担が大きい制度である。

このように、損害賠償において重要な項目となる特許表示が、企業にどの程度浸透し、活用されているか等については、不透明な部分が多い。従って、当ワーキンググループでは当該制度の活用状況を調査するために、アンケートを実施した。加えて、当該制度に係わる米国判例を調査し、特許表示を行う際の留意点を検討した。アンケートは、日本知的財産協会の国際委員会所属の会員企業を対象とした。なお、本稿において紹介するアンケート結果は、回答者の主観的な判断によるものである点を最初に断っておく。また、いただいたアンケート回答の詳細データを本稿末尾に別添として示し、考察においては、結果から読み取れる傾向や、判例と結びつけた留意点を中心に報告する。

本稿は、2009年度国際第1委員会第2ワーキンググループの平克（リーダー、三菱電機）、上田正之（ダイセル化学工業）、風間進二（旭化成）、嘉部正之（シャープ）、谷口洋樹（三洋電機）、富永紘正（旭硝子）、松本祐一（ブリヂ

* 2009年度 The First International Affairs Committee

ストーン)、福島泰俊(同副委員長、ブラザー工業)が作成した。

2. パテントマーキング制度

当該制度は、米国特許法第287条(a)に以下のように規定されている¹⁾。

「特許権者、及び特許権者のために若しくはその指示に基づいて、合衆国において特許物品を製造し、販売の申出をし若しくは販売する者、又は特許物品を合衆国に輸入する者は、その物品に「patent」という文字若しくはその略語「pat.」を特許番号と共に付することによって、又は物品の性質上そのようにすることが不可能な場合は当該物品若しくは当該物品の1又は2以上が入っている包装に同様の通知を含むラベルを付着させることによって、当該物品が特許を受けたものであることを公衆に通知をすることができる。そのような表示をしなかった場合は、特許権者は、侵害訴訟によって損害賠償を受けることができない。ただし、侵害者が侵害について通知を受けており、その後、侵害を継続したことが証明された場合は、当該通知の後に生じた侵害に対してのみ、損害賠償を得ることができる。侵害訴訟の提起は、当該通知を構成するものとする。」

この規定では、損害賠償の要件である特許表示、及び通知に関する基本的な取扱いが明示されている²⁾。

また、方法特許について米国特許法第287条(b)(1)では以下のように規定されている¹⁾。

「第271条(g)に基づく侵害者は、損害賠償及び差止命令に関する本法の規定の全てに従わなければならない。ただし、これらの救済が、本項又は1988年方法特許改正法第9006条によって修正されている範囲については、この限りでない。次の者は、本項に定める救済についての修正の適用を受けることができない。

(A) 特許方法を実施した者

(B) 特許方法を実施した者を支配若しくは監督している者、又は当該人によって支配若しくは監督されている者、又は

(C) 製品の生産に方法特許が使用されており、その製品の輸入、使用、販売の申出若しくは販売が侵害を構成することを侵害前に知っていた者」

この規定では、米国特許法第287条(a)による表示義務は方法特許には原則及ばない旨が明示されている²⁾。

3. アンケートの結果と判例を踏まえた考察

3.1 会社の組織・体制の現状

アンケートの回答をいただいた46社の中で、特許表示についての制度を知っている企業は45社であり(問3)、ほぼ全ての企業は当該制度自体を知っていた。一方、実際に特許表示を行ったことがある企業は15社であり(問4)、全体の3割にとどまった。

特許表示の経験がある企業15社に絞って分析すると、特許表示をする理由に、請求を過去に遡及させ損害賠償額の高額化を期待することを挙げた企業が5社あり、他社による模倣防止を挙げた企業が3社であった(問10-1)。

特許表示を検討する機会・体制が整っている企業は8社であり(問5)、特許と製品の関連(紐付け)を管理している企業は10社(問7)、さらに製品改良や特許権満了等が発生した場合に特許表示を更新、見直ししている企業は7社であった(問6)。この3つ(機会・体制、紐付け、更新)を実施している企業は7社あった。特許表示をしている企業の半数は、特許表示の管理を体系的に行っていることがわかる。

また、特許表示を主導している部門として、知財部門をあげた企業が最多の9社であったが、製品と特許の関係を確認するために営業部

門、開発部門が主導する企業もあった（問9）。

特許表示検討時期、特許と製品の紐付け時期、特許表示実施時期は、殆どの企業において、製品が販売されたとき、又は特許が付与されたときであることがわかった（問5-2, 7-1, 8）。

また、保有する米国特許の内、特許表示がされている特許の件数は、1～5件が7社、5～10件が2社、10～50件が5社、50件以上が1社という結果であった（問14）。

他社の特許表示状況をウォッチングしている企業は少数であるが2社あった（問12）。その理由として、特許表示から特許情報を入手し、技術情報・動向を把握するために役立てているようである。

全体として、今回のアンケートから、約3割の企業が特許表示を実施していることがわかった。そして、それらの企業では、知財部門が中心となって、組織を体系化し製品と特許表示の管理を行うなど特許表示を戦略的に推し進めている。

3. 2 特許表示の目的と効果

特許表示の経験がある企業15社の考える特許表示の目的の多くは、「警告書なしで損害賠償の請求が可能」、「損害賠償の過去分への遡及が可能」であり、米国特許法第287条(a)に定める特許表示の効果を理解したうえで特許表示していることがうかがえる（問17）。更に、「他社による模倣防止（警告的抑制）」、「品質保証や宣伝の効果」といった付加的な効果も期待していることがわかった。

更に、実際に特許侵害警告を受けた際のライセンス交渉にて、相手方の特許表示の不備が争点となり、この点を交渉材料としてライセンス実施料の低減に成功している例がある（問15, 16）。アンケート結果からは、特許権者の立場で、特許表示が争点になったという回答は無かったが、損害賠償を過去分まで遡って得ようと

すれば、特許表示を適切に行うように注意努力を継続すべきである。その根拠は、米国特許法287条(a)及び判例から明らかである。

一方で、特許表示を行っていないと回答した企業において、特許表示をしなかった理由として、14社がコストの削減を挙げた（問19）。このコストには、特許番号を記載して製品に貼り付けるためのシール等の部材費などの直接的なコストの他に、製造工数の増加、管理の手間といった間接的なコストも含まれる。また「損害賠償を重視せずに差止請求で十分であった（そのため、特許表示は不要であった）」と回答したのは1社であった。なお、少数ながら、特許表示をしないことによって、特許製品に使用している技術が他社に知られることを回避でき、他社からの攻撃を防ぐことができるという戦略性を挙げた企業もあった。

3. 3 表示方法

特許表示は、基本的に製品全数に行わなければならない。米国特許法287条(a)を充足したことになる。ただし、特許権者がサブライセンシー（製造委託業者）等に対して特許表示を行うように相当な注意努力を継続している場合には、全数に特許表示が行われなくとも、米国特許法287条(a)を充足していると認められた判例もある³⁾。つまり、製品全数に特許表示を行うか、それ相当の努力をする必要がある。

次に、特許表示経験がある企業15社の特許表示媒体について分析すると、ほぼ全社が製品もしくはパッケージへの特許表示であり（問21）、その割合は約半数ずつに分かれている。少数ではあるが、製品の取扱説明書等に特許表示を実施している企業もあった。製品ではなく、パッケージに特許表示する理由として、製品に特許表示できない物、例えば液体や特許表示が難しい小さい製品等が挙げられた。また、バイオテクノロジーの事例の場合は、製品そのものでは

なくラベルに特許番号を表示することがUSDA（米国農務省）のガイドラインにあり、それに従って特許表示している企業もあった。一方で、一部の企業においては、製品に特許表示が可能であるが、コストが増えるためにパッケージに特許表示しているケースもあった（問22）。

米国特許法第287条(a)では、製品に特許表示することを求めており、製品に特許表示できないものに限ってパッケージへの特許表示を認めている。しかし、米国での判例では、この点について、様々な解釈がされている。例えば、パッケージから出して使用すると、変形したり溶融してしまうものについては、その物自体に表示可能な場合であってもパッケージへの特許表示が認められている⁴⁾。一方、製品が小さくても判読可能な文字が記載できる場合には、製品自体に特許表示する必要があり、パッケージへの特許表示は認められていない⁵⁾。特に製品に仕様などが印字されている場合は製品への特許表示が可能と考えるべきである。

コストと特許表示方法について、判例を元に考察する。コスト削減を実現したいために、パッケージや取扱説明書への特許番号の記載を考えがちであるが、コスト上昇を理由にパッケージへの表示が認められるかどうかについては、いくつかの判例が示されている。例えば、その製品自体に特許表示をするためには、どのような製造工程を経ても、負担が大きくなるという特許権者の主張には合理的な理由があるとして、パッケージへの特許表示が認められたケースがある⁶⁾。一方、同業他社が同じ製品においてコスト上昇を認識しながらも製品そのものへ特許表示を行っていたことから、特許権者が行ったパッケージへの特許表示は米国特許法第287条(a)を満たさないと判断された場合もある⁷⁾。また、製品自体もしくはパッケージに特許表示が出来るにもかかわらず、取扱説明書や仕様書等、製品に添付される書類に特許表示し

た場合は、米国特許法第287条(a)を満たさないと判断されたケースがある⁸⁾。

これら判例が示しているように、アンケートの結果にあった単にコストが増えるとの理由でパッケージのみに特許表示をしている場合、米国特許法第287条(a)を満たさないと判断される可能性がある。また、製品に添付された書類にのみ特許表示を行った場合は、米国特許法第287条(a)を満たさないと判断されている。従って、過去分の損害賠償を得ようとすれば、合理的な範囲である限りは、コスト上昇を受け入れてでも、製品自体に特許表示を適切に行うべきと考えられる。

また、特許表示の場所については、例えば製品の表面に特許表示をすることで外観を著しく害することや使用によって磨耗することがあれば、目立たない場所に特許表示を行っても問題はないと判例で示されている^{7), 9)}。

また、記載方法については、約7割の企業が、特許表示をパッケージに直接印刷にて行っているか、もしくはシールに印字した特許番号を製品に貼り付けている。これは、製品に直接刻印、印刷を実施するよりコストや特許番号の変更のしやすさを図っていると考えられる（問22）。

表示方法について弁護士に確認している企業は4社であった（問24）。弁護士に確認している企業は、製品の種類から適切と思われる媒体に特許表示をしていた。一方、確認していない企業は15社であり、その中には、製品本体に特許表示が可能と思われるにもかかわらずパッケージに特許表示しているケースがあった。合理的な理由があれば製品本体でなくパッケージに特許表示できるが、製品本体に特許表示しない理由の解釈に不安がある場合や判例でサポートされない場合は、弁護士に相談したほうがよいと思われる。

3. 4 カテゴリー別の特許表示義務

特許表示の経験がある15社では、合計20品目の特許表示をしているケースがあった。そのうち、「物」および「方法特許により製造された物」に関する特許が19品目であり、「プログラム」に関する特許が1品目であった（問22-1）。一方、「物」に関するカテゴリーに加えて「方法」に関するカテゴリーの特許も特許表示している企業が3社あった（問22-1）。

米国特許法第287条(b)において、「方法」の特許については米国特許法第287条(a)の特許表示の義務が及ばないことが規定されている。それならば、「方法」の特許においては特許表示の必要はないはずであるが、一概にそうとはいえない。なぜならば、「物クレーム」と「方法クレーム」の両方を含む特許の場合、どのカテゴリーのクレームで権利行使するかによって特許表示義務の有無が変わることがあり、検討が必要となるからである。

「方法クレーム」のみの特許で権利行使するのであれば、当然米国特許法第287条(a)の特許表示の義務が及ばない¹⁰⁾。しかし、権利行使する特許が、「物クレーム」と「方法クレーム」の両方を含む場合は、両方のクレームで権利行使する場合と、「方法クレーム」のみで権利行使する場合とで判断が分かれる可能性がある。以下、特許に含まれるクレーム、侵害を形成するクレーム、権利行使するクレームのカテゴリ

ーについて、表1に示すケースごとに表示義務の有無を検討する。なお、各ケースにおいては特許権者またはライセンシーが特許に基づき「物」の製造・販売等を実施している場合を想定している。

〈ケース1〉

一つの特許に「物クレーム」と「方法クレーム」の両方が含まれ、「物クレーム」に対して侵害が形成され、且つ「物クレーム」で権利行使する場合は、当然対象となる物に特許表示が必要とされている。

〈ケース2〉

一つの特許に「物クレーム」と「方法クレーム」の両方が含まれ、「方法クレーム」のみに対して侵害が形成され、且つ「方法クレーム」で権利行使する場合、米国特許法第287条(a)の特許表示の義務はないと判断されている^{11), 12)}。特許に「物クレーム」が存在してもそれが侵害を形成しない場合、「方法クレーム」のみで権利行使すれば、特許表示がなくても損害賠償を請求することができる。

〈ケース3〉

一つの特許に「物クレーム」と「方法クレーム」の両方が含まれ、両方のクレームに対して侵害が形成され、且つ両方のクレームで権利行使する場合は、対象となる物に特許表示が必要とされている^{13), 14)}。通常、「方法クレーム」には、特許表示を付する対象物が存在しないが、特許が「物クレーム」と「方法クレーム」の両方のクレームを含む場合には、権利行使する「方法クレーム」の特許を知らせることができる有体物が存在するため、米国特許法第287条(a)の特許表示の義務があると判断されている¹⁴⁾。

なお、「物クレーム」を含む複数の特許で権利行使をした場合であって、その中に「方法クレーム」のみの特許があれば287条(a)は適用されないとされる判例もある¹⁵⁾。将来の権利行使

表1 ケースごとの表示義務の有無

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
特許に含まれるクレーム	物と方法	物と方法	物と方法	物と方法
侵害を形成するクレーム	物のみ	方法のみ	物と方法	物と方法
権利行使するクレーム	物のみ	方法のみ	物と方法	方法のみ
表示義務	あり	なし	あり	?

を行う場合に損害賠償を重視するのであれば、特許出願の際に方法クレームのみの特許を出願することは特許表示を失念した場合のリカバリー策として検討に値する。

〈ケース4〉

一つの特許に「物クレーム」と「方法クレーム」の両方が含まれ「物クレーム」と「方法クレーム」の両方のクレームに対して侵害が形成され、且つ「方法クレーム」のみを権利行使した場合、ケース2とは異なる判断となる可能性がある。米国特許法第287条(a)の適用がないとされた当該ケース2の判例は、「物クレーム」については非侵害と推測され、「方法クレーム」のみが侵害を形成しており、当該「方法クレーム」のみを権利行使している場合である。一方、ケース4のように「物クレーム」でも侵害があるのに「方法クレーム」のみで権利行使する場合についての判例はない。米国特許法第287条(a)の適用を回避する目的のため、侵害を形成する「物クレーム」で権利行使をせず、「方法クレーム」のみを権利行使した場合に、どのような判断になるかは今後の判例が待たれる。そのため、判例がない現時点では、「物クレーム」を含む特許を出願した場合は、特許表示をしておくことが賢明と考える。

4. 最近の動向

現在、米国の特許法改正案の一つとして“Virtual Marking”が挙げられており¹⁶⁾、この改正が採用されれば、インターネットのURLを表示することが可能になる。製品には、特許番号の代わりに“patent+アドレス”または“pat.+アドレス”と記載する。記載したアドレスのサイトは、製品と特許番号とが関連付けられて記載され、無料で閲覧できるものでなければならない。特に複数の特許番号を表示したい場合に有効であるため改正の動向を見守る必要がある。

また、2009年12月28日、虚偽表示の罰金について新たな判断が示された¹⁷⁾。特許表示した特許が設計変更や権利失効などで特許製品でなくなったことを認識しながら特許表示を継続したことが、米国特許法292条により虚偽表示と判断され、製品数毎に罰金が科せられると判示された。従って、大量生産している製品の場合、罰金の額が大きくなる可能性がある。よって、特許表示の定期的な見直しが必要であるとともに、特許で製品でなくなったことが判明した場合には、速やかに特許表示を中止すべきである。

5. まとめ

我国の特許表示は訓示規定であって損害賠償請求の要件ではないので、日本企業にとっては米国での特許表示は軽視しがちであるが、米国では特許表示が損害賠償請求の要件となり、また、日本に比べて損害賠償額が巨額となるものが多く、重要である。

最後に、アンケートに回答いただいた会員企業の方には、この場を借りてお礼申し上げます。

注記

- 1) 特許法出典JPO <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>
- 2) ヘンリー幸田, 米国特許法逐条解説(第4版第2刷), p364, p365 (2004年), 発明協会
- 3) Susan M. Maxwell v. J. Baker, Inc. and Prange Way, Inc. ; 86 F.3d 1098 ; 39 U.S.P.Q.2D 1001 (1996). 製品の販売数量の5%に特許表示がされていない場合、特許表示義務を遵守したことになるかが争われた判例。特許権者がライセンサーやサブライセンサーに対して特許表示の必要性を通知し、適切な表示を繰り返し促したことが、特許権者以外の者に特許表示を履行させる合理的な努力と認められ、米国特許法第287条(a)を充足していたと判断された判例。
- 4) Heraeus Electro-Nite Co. v. Midwest Instrument Co. ; United States District Court for the East. District of Pennsylvania (2007).

- 使用前はパッケージから出すことが無く、使用時には溶融する製品を作業者はゴーグル等を着用して使用するため、製品に表示しても使用者に認識させる効果が薄いことから、パッケージへ特許表示することが認められた判例。
- 5) John L Rie, Inc. v. Shelly Bros. Inc. ; 366 F. Supp. 84 E.D.Pa. (1973). 製品にクリアに特許表示を行うには製品が小さすぎるという理由でパッケージに特許表示をしていたが、判読できるような製造業者の刻印が可能であるなら、製品に特許表示をするべきであるとされた判例。
- 6) Barry Rutherford v. Trim-tex, Inc. ; 803 F. Supp. 158. 25 U.S.P.Q.2D (BNA) 1866 (U.S. Dist. 1992). 製品は特許表示するのに十分な大きさであったが、製品に特許表示をするのには、どのような製造工程を経ても負担が大きいことから、合理的な理由があるとしてパッケージへ特許表示することが認められた判例。
- 7) Wayne-Gossard Corp. v. Sondra Mfg. Co. ; 579 F.2d 41 3d. Cir. (1978). 靴下製品について、商習慣的に行われているパッケージへの特許表示が認められなかった判例。同業者である被告は製品に特許表示をしていたことから、製品に特許表示するためのコストは著しく上昇するものではなく、外観を損ねないようにするなら靴下製品の足裏や踵の部分に特許表示が可能と判断された。
- 8) Calmar Inc. v. Emson Research Inc. ; 850 F. Supp. 861, 868-869 (CD Cal. 1994). 製品もしくはパッケージに特許表示が出来たにもかかわらず、製品に添付した書類に特許表示をしていたために、米国特許法第287条(a)を充足しないと判断された判例。
- 9) Shields-Jetco, Inc. v. Emanuel Torti, 314 F.Supp. 1292, 166 U.S.P.Q. (BNA) 397 (U.S. Dist. 1970). 製品の外側に特許表示をした場合、製品の使用上、特許表示部が外部と接触して直ぐに磨り減ることから、目立たなくとも、製品の内側に特許表示することが認められた判例。
- 10) Bandag, Inc. v. Gerrard Tire Co., Inc., 704 F.2d 1578, 217 U.S.P.Q. (BNA) 977 (Fed. Cir. 1983). 方法特許に関して特許製品に特許表示されておらず損害賠償は限定されるべきかが争われた判例。“process”または“method”の特許は米国特許法第287条(a)が適用されないとして、損害賠償は限定されないと判断された。
- 11) Hanson v. Alpine Valley Ski Area, Inc., 718 F.2d 1075, 219 U.S.P.Q. (BNA) 679 (Fed. Cir. 1983). 方法クレームと装置クレームとを含む特許であるが、方法クレームのみが侵害されていると認定されており、“process”または“method”の特許は米国特許法第287条(a)が適用されないと判断された判例。
- 12) Crown Packaging Tech., Inc. v. Rexam Beverage Can Co., 559 F.3d 1308 (Fed. Cir. 2009). 装置クレームのライセンスを受けた者から装置を購入してライセンスされていない方法クレームに係る方法を実施した場合において、方法クレームのみの侵害について争われた判例。方法クレームと装置クレームの両方を含む特許で方法クレームのみを権利主張した場合は、米国特許法第287条(a)の適用はないと判断された。
- 13) Devices for Medicine, Inc. v. Boehl, 822 F.2d 1062, 3 U.S.P.Q.2D (BNA) 1288 (Fed. Cir. 1987). 製品クレームとその使用方法クレームの両方で権利主張した場合の判例。製品に特許表示がされていなかったため、特許が方法クレームを含んでいても、方法クレームのみの侵害とは異なり特許表示の義務はあり、損害賠償を回復することはできないと判断された。
- 14) American Medical Systems, Inc. v. Medical Engineering Corp., 6 F.3d 1523, 28 U.S.P.Q.2D (BNA) 1321 (Fed. Cir. 1993). 方法クレームが特許表示不要としているのは、対象が無形であり表示が不可能であるからとして、装置クレームと方法クレームの両方で権利主張し、クレームされた方法で製造された装置に特許表示が可能である場合は、特許表示の義務があると判断された判例。
- 15) Crystal Semiconductor Corp. v. TriTech Microelec. Int'l Inc., 246 F.3d 1336, 57 U.S.P.Q.2D (BNA) 1953 (Fed. Cir. 2001). 3件の特許で権利主張し、そのうち1件の特許が方法クレームのみである場合、その特許については、米国特許法第287条(a)が適用されないと判断された判例。
- 16) A bill to amend title 35, United States Code, to provide for patent reform (<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:SN00515:/bss/111search.html>)

- 17) The Forest Group, Inc. v. Bon Tool Co., Fed. Cir. No.2009-1044 (Dec.28, 2009). 製品が特許の範囲内にあることを認識しながら特許表示を継続したことが米国特許法第292条により虚偽表示と判断され、製品数毎に罰金が科せられた判例。

【別添】

アンケート内容と各社からの回答結果

実施したアンケートの具体的な設問内容及び回答は、下記に示す通りである。

問1 貴社の米国での主要な技術分野（複数回答可）

- 1 機械, 2 電気, 3 化学, 4 医薬,
5 バイオ, 6 コンピュータ, 7 その他

【回答】 1 : 12社, 2 : 12社, 3 : 16社,
4 : 7社, 5 : 2社, 6 : 1社, 7 : 6社

問2 貴社の全売上高に対する米国分の割合。

- 1 10%以下, 2 10~30%, 3 30~50%,
4 50~80%, 5 80%以上

【回答】 1 : 9社, 2 : 18社, 3 : 10社,
4 : 3社, 5 : 0社

問3 米国の特許表示制度について知っていたか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 45社, 2 : 1社

問3-1 (問3で1の方) 特許表示を検討したことがあるか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 28社, 2 : 17社

問4 米国で特許表示を行ったことがあるか。

- 1 はい →問5へ, 2 いいえ →問12へ

【回答】 1 : 15社, 2 : 31社

問5 (問4で1の方) 自社製品への特許表示

を検討する機会・体制があるか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 8社, 2 : 7社

問5-1 (問4で1の方) 特許表示を検討する機会・体制に参加するのはどの部門か。(複数回答可)

- 1 知財部門, 2 営業部門, 3 開発部門,
4 その他

【回答】 1 : 10社, 2 : 7社, 3 : 9社,
4 : 2社

問5-2 (問4で1の方) 特許表示を検討する時期はいつか。

1 製品の企画段階, 2 製品が販売されるのにあわせて, 3 製品販売後, 製品の需要が見込まれることがわかってから, 4 製品販売後, 他社が自社の特許を使う可能性が高いと認識してから, 5 自社の特許が公開されたとき, 6 自社の特許付与にあわせて, 7 製品販売, 特許付与に関係なく定期的に, 8 その他

【回答】 1 : 1社, 2 : 9社, 3 : 0社,
4 : 2社, 5 : 0社, 6 : 5社, 7 : 1社,
8 : 3社

問6 (問4で1の方) 製品の改良や特許権の存続期間の満了等が発生した場合, 特許表示を更新, 見直しをしているか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 7社, 2 : 7社

問6-1 (問6で1の方) 特許表示を更新, 見直しをする時期。

1 製品の改良時, 2 特許権の存続期間の満了, 3 その他

【回答】 1 : 3社, 2 : 4社, 3 : 1社

問7 (問4で1の方) 特許と製品との関連

(紐付け)を管理しているか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 10社, 2 : 5社

問7-1 (問7で1の方) 特許と製品との関連(紐付け)を行う時期。

1 製品の企画段階, 2 製品が販売されるのにあわせて, 3 製品販売後, 製品の需要が見込まれることがわかってから, 4 製品販売後, 他社が自社の特許を使う可能性が高いと認識してから, 5 自社の特許が公開されたとき, 6 自社の特許付与にあわせて, 7 製品販売, 特許付与に関係なく定期的に, 8 その他

【回答】 1 : 2社, 2 : 6社, 3 : 0社,
4 : 2社, 5 : 0社, 6 : 4社, 7 : 1社,
8 : 1社

問8 (問4で1の方) 製品に対して特許表示をする時期。

1 製品が販売されるのにあわせて, 2 製品販売後, 製品の需要が見込まれることがわかってから, 3 製品販売後, 他社が自社の特許を使う可能性が高いと認識してから, 4 自社の特許が公開されたとき, 5 自社の特許付与にあわせて, 6 その他

【回答】 1 : 9社, 2 : 0社, 3 : 1社,
4 : 0社, 5 : 7社, 6 : 3社

問9 (問4で1の方) 特許表示で主導するのはどの部門か。

1 知財部門, 2 営業部門, 3 開発部門,
4 その他

【回答】 1 : 9社, 2 : 1社, 3 : 2社,
4 : 3社

問10 (問4で1の方) 特許表示を製品に付する, 付さないを判断する基準または理由はあるか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 7社, 2 : 7社

問10-1 (問10で1の方) 特許表示を製品に付すると判断する基準または理由は何か。(複数回答可)

1 請求を過去分に及ぼせることにより損害賠償額を高額化することが期待できる, 2 他社による模倣防止(警告的抑制), 3 品質を保証する証や宣伝広告, 4 警告書なしで損害賠償を請求可能, 5 その他

【回答】 1 : 5社, 2 : 3社, 3 : 1社,
4 : 1社, 5 : 0社

問10-2 (問10で2の方) 特許表示を製品に付しないと判断する基準または理由は何か。(複数回答可)

1 管理等のコスト削減, 2 (損害賠償額は重視せず)差止請求をすることができれば十分, 3 侵害が発生した場合には警告書によって損害賠償を発生させることができ, それで十分, 4 特許表示をすると製品のデザインが悪くなる, 5 その他

【回答】 1 : 3社, 2 : 0社, 3 : 0社,
4 : 0社, 5 : 3社

問11 (問4で1の方) 特許表示を製品に付する場合, 製品が特許でカバーされていることを米国弁護士に確認しているか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 3社, 2 : 12社

問12 他社の特許表示を監視(ウォッチング)しているか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 2社, 2 : 44社

問13 米国以外でパテントマーキングをして

いる国はどこか。

【回答】全ての国（2社）

日本（2社）

欧州（1社）

問14（問4で1の方）貴社の米国特許のうちで特許表示がされている特許の数はどの程度か。

1 1～5件, 2 5～10件, 3 10～50件,
4 50件以上

【回答】1：7社, 2：2社, 3：5社,
4：1社

問15 他社との交渉や訴訟で特許表示が争点になったことはあるか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】1：3社, 2：37社

問16（問15で1の方）結果として特許表示により、損害賠償額（和解金）が高くなったり低くなったりしたことがあるか。

1 はい, 2 いいえ

【回答】1：1社, 2：5社

問17（問4で1の方）特許表示をして良かったことは何か。（複数回答可）その事案の概要。

1 請求を過去分に及ぼせることにより損害賠償額を高額化することが期待できる, 2 他社による模倣防止（警告的抑制）, 3 品質を保証する証や宣伝広告として, 4 警告書なしで損害賠償を請求可, 5 その他

【回答】1：7社, 2：3社, 3：3社,
4：3社, 5：2社

問18（問15で1の方）実際に享受することができた特許表示のメリットは、当初（問10-1で）考えていたメリットと同じ、または違いがあったか。

1 同じであった, 2 違った

【回答】回答はなかった

問19（問4で2の方）特許表示をしなくて良かったことは次のどれか。（複数回答可）

1 管理等のコスト削減, 2（損害賠償額は重視せず）差止請求をした, 3 侵害が発生した場合には警告書によって損害賠償を発生させた, 4 特許表示をして製品のデザインが悪くなった, 5 その他

【回答】1：14社, 2：1社, 3：1社,
4：0社, 5：8社

問20（問4で1の方）特許表示をしている製品は何か。（複数ある場合には主となる製品を2, 3程度）

【回答】合計20品目。詳細は省略

問20-1 問20で回答を頂いた製品に関して、一つの製品に対して特許表示をしている特許の件数はどの程度か。（問20で回答した製品が複数ある場合は製品ごとに回答）

1 1件, 2 2～5件, 3 5～10件,
4 10件超

【回答】1：6社, 2：11社, 3：2社,
4：3社

問21（問4で1の方）特許表示の記載の媒体は何か。また、その理由。（複数回答可）（問20で回答された製品が複数ある場合は製品ごとに回答）

1 本体, 2 パッケージ, 3 取扱説明書または別紙（折込ビラなど）を添付, 4 Web

【回答】1：10社, 2：9社, 3：4社,
4：0社

問22（問4で1の方）特許表示はどのような方法で製品等に記載しているか。また、その理

由。(複数回答可)(問20で回答した製品が複数ある場合は製品ごとに回答)

- 1 シールにて製品に貼付け, 2 製品に刻印,
- 3 製品に印刷, 4 その他

【回答】 1 : 9社, 2 : 2社, 3 : 2社,
4 : 7社

問22-1 (問4で1の方) 製品等に記載する特許のカテゴリーは何か。(複数回答可)(問20で回答した製品が複数ある場合は製品ごとにご回答)

- 1 物, 2 方法, 3 方法特許により製造された物, 4 プログラム, 5 その他

【回答】 1 : 19社, 2 : 3社, 3 : 5社,
4 : 1社

問23 製品に対して特許表示すべき特許の数が多い場合にどのように対応しているか。

- 1 別紙を作成するなどして, 必ず全件を表示するようにしている, 2 重要度の高い特許など, 代表的な特許に絞って表示している, 3 その他

【回答】 1 : 2社, 2 : 7社, 3 : 5社

問24 製品に対して特許表示をするときに表示方法について弁護士に確認してもらっている

か。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 4社, 2 : 15社

問25 ライセンシーとなったとき, ライセンサーから特許表示を要求されたことがあるか, または, ライセンサーとなったときにライセンシーにマーキングをさせたことはあるか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 9社, 2 : 21社

問26 (問25で1の方) ライセンサーとなった場合, ライセンシーが特許表示をしていることを確認しているか。

- 1 はい, 2 いいえ

【回答】 1 : 4社, 2 : 10社

問26-1 (問26で1の方) ライセンシーが特許表示をしていることを, どの様に確認しているか。

- 1 契約締結の段階で担当者に口頭やメール等で確認している, 2 実施許諾契約書, 覚書等の文面にその旨を明記する, 3 時期を決めるなどして, 契約後もライセンシーに確認を取る

【回答】 1 : 2社, 2 : 2社, 3 : 0社

(原稿受領日 2010年2月23日)